

恒

10 その特徴(続き)170号通達の内容と

住戸用自火報

報を設置した場合の安全対策の体系を の共同住宅の全ての住戸に住戸用自火 170号通達は、2方向避難・開放型 火安全対策の中心をなす設備である。 (1)住戸用自火報の消防法上の位置づけ 示したものだと言ってもよいくらいで 住戸用自火報は、170号通達の防

盤は、火災だけでなくガス漏れ、風呂 機と煙又は熱感知器である。住宅情報 の満水警報、鍵のON は、「住宅情報盤」とも呼ばれる受信 住戸用自火報の基本的な構成要素 OFF等に関

> いた。 う販売戦略の中心機器として出回って み込んだ様々なタイプのものが、戸建 この住宅情報盤にインターフォンを組 る。170号通達が定められるまで、 宅内部に設置される一種の受信機であ する住戸内情報のターミナルとして住 て住宅を中心に「住宅の情報化」とい

のものも含めて消防法21条の2の検定 基づく自火報の設置体系が確立されて 設置規制は戸建て住宅には適用されず、 制度の対象にはなるのだが、このこと いう妙なことになっていた。 いて消防行政が殆ど関与できない、と いたため、当時は、この種の機器につ 方、共同住宅については特例基準に 消防法17条に基づく消防用設備等の チする住宅情報盤は、戸建て住宅用 もちろん、感知器や火災信号をキャ

> がメーカーにも建設業者等にも余り良 置される自火報については消防法17条 や共同住宅の住戸の内部に自主的に設 く理解されていなかった。戸建て住宅 のである。 もあって、 査でチェックすることができないこと 側でも関心が薄く、消防同意や設置検 度違反かどうかに関しては消防機関の の設置義務の対象でないため、検定制 事実上野放しになっていた

れたのである。 されないことには問題が多いと考えら 門機関としての消防のノウハウが反映 用自火報について、自火報や防火の専 より詳細な規定がなされている。住戸 設置義務対象物については消防法令に 蓄積しており、消防法による自火報の 感知や警報について様々なノウハウを のだろうが、消防行政としては火災の の情報も住戸内情報の一部に過ぎない 家電メーカー等にしてみれば、火災

釈される可能性がある。 民が自主的に住戸用自火報を設置しよ 自火報が設置されている共同住宅の住 る。この規定を機械的に適用すると、 施行規則24条二号へ)という規定があ 以上の受信機を設けないこと(消防法 うとしても、「規則に違反する」と解 一つの防火対象物には原則として3台 消防法上の問題点としてもう一つ。

数の小型受信機を設置して火災情報が て一元的に管理されるべきであり、多 この規定は、「火災情報は原則とし

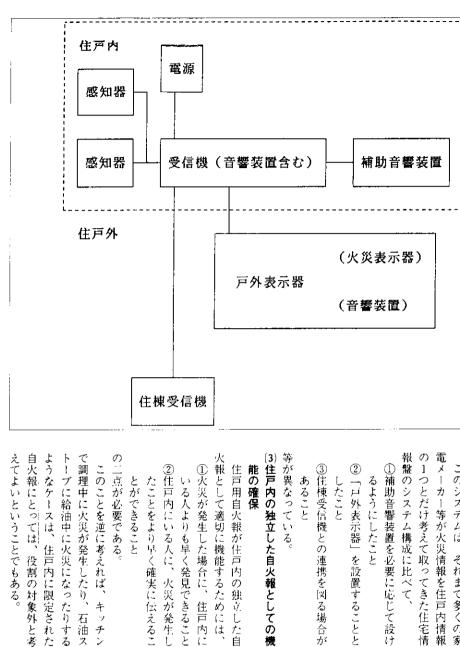
> である。住戸用自火報に消防行政が関 される共同住宅のように各住戸の区画 のとおりだと思うが、特例基準が適用 必要があった。 与する場合には、 性能が高い場合には事情が異なるはず 意味であり、通常の建築物の場合はそ 分散することは好ましくない一という この点も明確にする

必要であったと考えられる。 基準の中でキチンと位置づけることが しては、住戸用自火報を共同住宅特例 以上のようなことから、消防行政と

なっているので、自火報のシステムを 災による死者の多くは出火住戸で亡く があったが、耐火構造の共同住宅の火 人への火災警報を重視していたきらい 警報より、共同住宅の他の部分にいる ている自火報は、出火住戸内での火災 災」に対する切札として育てていこう り、火災件数、火災による死者数とも 特例基準の中心的設備とすることによ ようである。住戸用自火報を共同住宅 くべきである、という認識も強かった という機能を重視するものに変えてい という戦略があったのであろう。 建築物火災の大多数を占める「住宅火 「出火住戸内部での火災発見→警報」 また、従来から共同住宅に設置され

②住戸用自火報が具備すべき条件とシ ステム構成

①住戸内部に設置される独立した自 部として位置づけるためには、 住戸用自火報を共同住宅の自火報



③各住戸に設置された住戸用自火報 と、共同住宅全体の防火安全シス テムとの連携機能の確保

②共同住宅に設置される自火報特有

火報としての機能の確保

の問題への適切な対応

0号通達で示した住戸用自火報のシス このような観点から、

報盤のシステム構成に比べて、 の1つとだけ考えて取ってきた住宅情

となるはずである。

②就寝中に発生する火災

で発生する火災

①補助音響装置を必要に応じて設け るようにしたこと 「戸外表示器」を設置することと

③住棟受信機との連携を図る場合が したこと

等が異なっている。 あること

(3)住戸内の独立した自火報としての機 能の確保

の二点が必要である。 火報として適切に機能するためには、 ②住戸内にいる人に、火災が発生し ①火災が発生した場合に、 住戸用自火報が住戸内の独立した自 とができること たことをより早く確実に伝えるこ いる人よりも早く発見できること 住戸内に

とが必要である。 の三点について適切な答を用意するこ

下図のようなものであ 消防庁が17

電メーカー等が火災情報を住戸内情報 このシステムは、それまで多くの家

上部にも設置することとしているが、 照)。ここでは感知器を住戸内階段の ○号通達第三 16①ア……別添1参 室に設置すべきこととしている(17 住戸用自火報の感知器を厨房及び居 感知器の設置位置

がわせている。 用自火報の設置基準が戸建て住宅など 考えられ、この特例基準における住戸 器)の設置の仕方を参考にしたものと けるスモークディテクター(煙探知 戸の内部の階段を意味している。これ この「住戸内階段」はメゾネット型住 も念頭において検討された様子をうか アメリカやカナダなどの住宅にお やや特殊な形態の共同住宅である

感知器の種類

キッチン 石油ス

災の早期発見の観点から住戸内に煙探 知器を普及させようとしているアメリ 32アア……別添1及び2参照)、火 第三16①イ及び190号通達 第四 通達と同様としており(170号通達 については、昭和50年12月の190号 一方、住戸用自火報の感知器の種類

の主たるターゲットは、

①面積の大きな住戸(2DKなどの

発生すれば、音や臭いですぐ分か ることが多い)の人のいない部屋

狭い住戸なら、

隣の部屋で火災が

従って、住戸内に限定された自火報

中途半端な感は否めない。これは、 や中途半端な感は否めない。これは、 や中途半端な感は否めない。これは、 や中途半端な感は否めない。これは、 をことと、非火災報に対する日本人の ることと、非火災報に対する日本人の ることと、非火災報に対する日本人の は望ましくない、と判断したためであ は望ましくない、と判断したためであ は望ましくない、と判断したためであ

考すべきではなかろうか。 大災の早期発見の観点からすれば、 とを前提とした感知器について、日本とを前提とした感知器について、日本とを前提とした感知器について、日本とを前提とした感知器について、日本とを前提とした感知器に囲いられる感知器は煙は戸用自火報に用いられる感知器は煙は戸用自火報に用いられる感知器は煙

ハー火災警報と音響装置

ている。

受信機の音響装置の他に補助音響装置 る場合が多く、少し広い住戸の場合に キッチンかリビングルームに設置され がほとんどであったが、住宅情報盤は 報盤本体に設置されているだけのもの 以前の住宅情報盤では、音響装置は情 らすことが必要である。 人に早く伝えるためには、警報音を鳴 を適宜設置して、住戸内の全域に有効 0号通達では、このような場合には、 人には聞こえない可能性がある。17 は、ここで警報音が鳴っても就寝中の こととされている(170号通達第三 1火災の発生が伝達される必要がある 火災が発生したことを住戸内にいる 170号通達

ニ 電源と配線

慎重に検討されている。 生戸用自火報が、常時監視機能を維 性戸用自火報が、常時監視機能を維 性戸用自火報が、常時監視機能を維 性戸用自火報が、常時監視機能を維

170号通達以前の住宅情報盤の場合は、電源は通常のコンセントから取るものもあり、配線も通常の配線であるものもあり、配線も通常の配線であるが、これでは火災時に警報を発するが、これでは火災時に警報を発する。

こと、及び受信機から補助音響装置や 以上作動可能な予備電源を設けたタイ から電源を取りたい場合には、 が、当然であろう。通常のコンセント することが原則であることとしている 戸外表示器までの配線も耐熱電線等と 岐開閉器から耐熱電線等を介して取る 信機から電力を供給するようなシステ プのものにすればよく、また、住棟受 を考えただけでも、火災情報を住戸内 電源・配線等に配意することの必要性 満たしていると考えられるものである 火災時に適切に機能するための条件を ムのものも認めているが、これらは、 このような補助音響装置の必要性や 170号通達では、電源は専用の分 10分間

> 上チの違いがよく分かる。 生防止の観点から捉える消防のアプロによる火災情報を火災による死者の発

・別項点(4)共同住宅に設置される自火報特有の

須条件にしていない等の配慮がなされ 建第二 16)、煙感知器の設置を必 は異なった、特有の問題については既に 大同住宅で特に夜間に非火災報が発生 共同住宅で特に夜間に非火災報が発生 大同住宅で特に夜間に非火災報が発生 大同住宅で特に夜間に非火災報が発生 大同住宅で特に夜間に非火災報が発生 大同住宅で特に夜間に非火災報が発生 は異なった、特有の問題がある。 は異なった、特有の問題がある。 は異なった、特有の問題がある。 は異なった、特有の問題がある。

もう1つは、メンテナンスの難しさなか難しい。このため、170号通達第なか難しいので、住戸用自火報が正常なるべく住戸内に入っていくことがなかために住戸内に入っていくことがなかなるべく住戸の外部からチェックすることが出来るようにしておくことがなかに作動しているかどうかについては、に作動しているかどうかについては、に作動しているかどうかについては、は戸用自火報の通電状況及び配線の導ましい。このため、170号通達ではは戸用自火報の通電状況及び配線の導ましい。このため、170号通達第は表演をいこととしている(170号通達第出来る措置を講じておかなければなら出来る措置を講じておかなければならいこととしている(170号通達第出来る措置を講じておから行いる。

5住戸用自火報と住棟全体の安全シス

情報の1つとしてしか考えない家電メ

・カー的アプローチと、住戸用自火報

各住戸に設置された住戸用自火報は、合に備えて、他の住戸の人達の避難に合に備えて、他の住戸の人達の避難におに備えて、他の住戸の人達の安全を図出火住戸の内部にいる人達の安全を図出り、

170号通達では、この点については、10階以下の部分と11階以上の部分については、共同住宅全体をカバーする自火報がある際しているので、住戸用自火報がある。このために考えられたのが「戸外る。このために考えられたのが

戸外表示器は、通常、住戸の外部に 戸外表示器の火災表示灯と音響装置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 置からなっている。住戸の内部で火災 音響装置から警報音が鳴り響く、とい う仕掛である。この戸外表示器は、普 う仕掛である。この戸外表示器は、普 された赤色の火災表示灯と音響装 で、とい う仕掛である。この戸外表示器は、普 で、とい う仕掛である。この戸外表示器は、普 で、とい う仕掛である。この戸外表示器は、普 で、とい う仕掛である。この戸外表示器は、普 で、とい う仕掛である。この戸外表示器は、普 で、とい うせがられた赤色の火災表示灯と音響装 で、とい うせがられた赤色の火災表示灯と音響装 で、とい うせがで火災

報システムが構築されるので、その地報システムが構築合機を中心とした自火客 でいこととされている(1装置は必要ないこととされている(1装置は必要ないこととされている(1装置は必要ないこととされている(1をでは、住戸用自火報の火災信号を住なお、住戸用自火報の火災信号を住

当然であろう。接置は不要になるという意味であり、区音響装置があれば戸外表示器の音響

11階以上の部分については、自火報から受信することになる。この場合の水災情報は、当該部分に設置された感知器階段、電気室、集会室等)からの火災階段、電気室、集会室等)からの火災階報は、当該部分に設置された感知器階段、電気室、集会室等)からの火災階報は住戸用自火程戸内部から受信することになる。この場合のから受信することになる。この自火報は、170号通達第三 24②イ……別の設備が設置される。この自火報は、自火報

ある。なお、これらの音響装置を地区 ることが出来るようにしておく必要が らの信号を受け、共同住宅の特性に合 らの音響装置は、当然、住棟受信機か 置と兼用することが出来るようにして れることとなる。 いては、通常の地区音響装置が設置さ 音響装置が設置されていない部分につ 音響装置と兼用しない場合やこれらの 三 24②エイ)に、火災警報を発す わせた必要な範囲内(170号通達第 が火災警報を発することとなる。これ 下等については戸外表示器の音響装置 装置が火災警報を発し、住戸の前の廊 は住戸用自火報の音響装置と補助音響 いる。この場合には、住戸内について 住戸用自火報の音響装置を地区音響装 ることになるが、170号通達では、 自火報には地区音響装置が設置され

別添1

○共同住宅等に係る消防用設備等の技

(各都道府県消防主管部長あて「消防庁予防救急課長)(昭和六十一年十二月五日 - 消防庁第百七十号

AII 消防用設備等の特例

1 通用条件

なお、感知器等の設置に当たつれていること。住戸用自火報が次に定めるとこと戸用自火報が次に定めるとこ

ては、非火災報対策に十分留意しては、非火災報対策に十分留意し

ア 厨房、居室及び住戸内階段 によること。

定温式スポット型感知器のうの感知器のうち二種のもの、の感知器は、差動式スポット型と。といいのでは、差動式スポット型とのといいのでは、があれていることとのといいでは、

② 受信機、補助音響装置又は戸室を有するものであること。 三種のもの又はこれらの種別 三種のもの又はこれらの種別 連感知器のうち二種若しくは が六十~六十五℃のもの)、

と。 と。 と。

- ころによること。ごろによること。であれること。
- 有すること。アー火災表示灯及び音響装置を

ただし、住戸内の感知器からの火災信号を住棟受信機をいう。以下同じ。)に送信できるようにし、いる受信機をいう。以下同じ。)に送信できるようにし、する受信機とする。)の規定に準を2年②イ(十階以下の部分かつ、当該受信機をいう。以下同で指置したものにあつでは、住戸内の感知器かただし、住戸内の感知器かただし、住戸内の感知器からがいるい。

であること。 であること。 であること。

間以上作動することができる容

ただし、住戸用自火報が十分

器を介してとられていること。

れていること。ウー次に適合する場所に設けら

場所の名は、大災表示灯が共用がおで、火災表示灯が共用がおりである。

イ 点検に便利な場所

おそれのない場所ものを除き、雨水のかかる

⑤ 受信機から専用の分岐開閉できる容量の予備電源を有するできる容量の予備電源を有する場合を除く。)、戸外表示器及び場合を除く。)、戸外表示器及び場合を除く。)、戸外表示器及び場合を除く。)、戸外表示器及びに準じて設けられていること。に準じて設けられていること。

六号、第七号並びに第八号の規第二号イからハまで及びホ、第並びに規則第二十四条第一号、立びに規則第二十三条第四項

場合は、この限りでない。

住棟受信機から電力を供給する量の予備電源を有する場合又は

と。 定に準じて設けられているこ

別添 2

○共同住宅等に係る消防用設備等の技 術上の基準の細則について

(各都道将県消防主管部長あて 消防庁安全救急課長)(昭和五十年十二月十三日 消防安第百九十号

第四

自動火災報知設備に関する事項

について

3 次により設けること。 自動火災報知設備を設置する場合 通達第一、4、2に定めるほか

2 によるほか次により設けること。 第四項又は第五項に定めるところ 下 感知器は、消防法施行規則 「規則」という。) 第二十三条

7 器のうち特種のもの(公称作 住戸等内に設置する感知器 又は三種のものであること。 の) 又は煙感知器のうち二種 動温度が六十~六十五℃のも もの、定温式スポット型感知 ポット型若しくは補償式スポ ット型の感知器のうち二種の 感知器の種別は、差動式ス

別添3

○共同住宅等に係る消防用設備等の技 衛上の基準の特例について (通知)

〈各都道府県消防主管部長あて「消防庁予防救急課長〉〈昭和六十一年上二月五日「消防予第百七十号

消防用設備等の特例

(4) 特例の内容

自動火災報知設備 十階以下の階

基づく自動火災報知設備を設置 しないことができるものとす 令第二十一条第一項の規定に

十一階以上の階

用については、住戸部分を含 おいて、住戸用自火報からの火 設備を設けること。この場合に む。)には、令第二十一条第一 び地区音響装置に係る規定の適 次に定めるところによることが 信できるようにするほか、住棟 災信号を住棟受信機において受 項の規定に基づく自動火災報知 できる。 受信機の設置方法等については、 住戸以外の部分(警戒区域及

同住宅等がある場合は、火災 同一敷地内に二棟以上の共

とで足りるものであるこ

二項第一号及び第二号の規定 辺の長さは、令第二十一条第 にかかわらず、次によること

数は一とみなすことができ

百㎡以下とすることができ 警戒区域の面積は、千五

できること。 位として、五階以下ごとを 戸等及び当該階段室等を単 たる出入口が面している住 つては、一の階段室等に主 の警戒区域とすることが

さは百m以下とすることが ては、警戒区域の一辺の長 廊下型共同住宅等にあつ

٤ により設けることができるこ 第四項の規定によるほか、次 に一の住棟受信機を設けるこ 対応が十分できる範囲内ごと

ができること。 警戒区域の階、面積及び一

ること。 メゾネット型住戸等の階

ること。 階段室型共同住宅等にあ

できること。

感知器は、規則第二十三条

室及び直接外気に開放され 電気室その他これに類する ていない共用部分に設ける **共用室、** 倉庫、機械室、

規定により煙感知器を設け ことで足りるものであるこ 型感知器のうち特種のもの 種のもの、 くは補償式スポット型の感 は、差動式スポット型若し なければならない場所に 種別を有するものを設ける 知器のうち一種若しくは二 以下のもの)又はこれらの 規則第二十三条第五項の (公称作動温度が七十五℃ 定温式スポット

五mにつき一個以上の個数 うに設けること。 を火災を有効に感知するよ 熱感知器は、歩行距離十 廊下又は通路に設置する

に感知するように設けるこ 個以上の個数を火災を有効 る感知器は、各階ごとに一 階段又は傾斜路に設置す

る場合にあつては、七階ま ただし、煙感知器を設け

十四条第五号イ、ハ、ニ及び より設けることができるこ への規定にかかわらず、次に 当該音響装置の音圧は、取 地区音響装置は、規則第二 り付けられた音響装置の中 と兼用する場合にあつては、 十四以上とすることができ 心から一m離れた位置で七 鳴動方式は、一斉鳴動方 住戸用自火報の音響装置

(ウ)

ことができること。 式又は次の鳴動方式とする あつては、一の階段室等 いる住戸等及び当該階段 に主たる出入口が面して 階段室型共同住宅等に

又は発信機の作動と連動 当該ブロック内の感知器 室等を一ブロックとし、 して、当該ブロック内で

信機から鳴動させることで足りること 地区音響装置は、住棟受 できること。

住戸等及び共用部分を一 つては、五階までごとの 鳴動するものであるこ

廊下型共同住宅等にあ

該ブロック内及びその直 機の作動と連動して、当 ック内の感知器又は発信 ものであること。 上ブロック内で鳴動する

ブロックとし、当該ブロ

することができる。 でごとに一個以上の個数と

とができること。 設置間隔は、次によるこ 上の地区音響装置を設け 段室等の二階ごとに一以 ること。 あつては、それぞれの階 階段室型共同住宅等に

の主たる出入口が面する ように設けること。 離が二十五m以下となる 区音響装置までの水平距 の階の各部分から一の地 つては、各階ごとに、そ 及びbによらないことが 共用部分については、 該住戸及びそれらの住戸 置と兼用する場合は、当 の住戸用自火報の音響装 地区音響装置を各住戸

しい危険物試験シ IJ さ

廊下型共同住宅等にあ

特 色 本 の

複雑多岐にわたる危険物関係法令 最新の法令内容で過去の出題傾 より的確な学習 向を分析しながら、 「重要ポイン ができるよ う 1 をつけ加えて実力養成の便を図 受験解説書の決定版!

■消防法令試験問題研究会編

- 定価1,500円(本体1,456円)
- (〒310円)
- 5 判162頁

全国加除法令出版